

## 天草市市民活動支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民による市民活動を支援し、市民が主体となって活動する公益活動団体（以下「団体」という。）の自立促進を図り、もって市民及び市との協働のまちづくりを推進するため、市民自らが地域の課題解決に向けて創意工夫する市民活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、天草市補助金等交付規則(平成18年天草市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「市民活動」とは、市民による公益を目的とした非営利で地域社会の発展に役立つ活動として、将来、その活動が広く市民に支持され、発展していく可能性があり、他に波及的効果を及ぼすことが期待できる活動で別表に掲げる活動分野を対象という。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象団体は、次の各号のすべてを満たす団体とする。

- (1) 市内に事務所又は事務所機能を有する拠点があること。
- (2) 団体の活動範囲に天草市が含まれること。
- (3) 特定非営利活動法人又は、法人格を有しない団体にあつては、規約、会則等で団体の運営方法等が決まっており、会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。
- (4) 5人以上で構成されている団体であること。
- (5) 営利を目的とした団体でないこと
- (6) 自立した団体として継続的な活動の維持が期待できること。
- (7) 宗教的、政治的及び反社会的活動を目的としていないこと。
- (8) 市の委託事業を請け負っていないこと

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が主に市内で実施する市民活動であつて、活動意欲の向上や基盤づくりのために行う公益的な事業とする（以下「スタート事業」という。）

- 2 スタート事業の事業期間は、当該事業年度の3月31日までの期間とする。
- 3 スタート事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助の対象としない。

(1) 先進地等の視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とするもの

(2) 事務所等の建設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる活動目的とするもの

(3) 団体の主たる活動とは関係ない物品販売、コンサート、発表会及び展示会等を主に行うもの

(4) 政治活動、宗教活動に関連したもの

(5) 公序良俗に反するもの

(6) 団体または個人の利益、あるいは不利益となる事業

(7) その他市長が不相当と認めるもの

4 補助対象経費については次のとおりとする。ただし、備品購入費の補助対象経費は、補助対象経費総額の4分の1の額を超えないものとする。

(1) 報償費

(2) 旅費（報償費として計上される費用に限り補助対象とする。）

(3) 需用費（消耗品費や燃料費、印刷製本費）

(4) 役務費（通信費や手数料、保険料）

(5) 使用料

(6) 原材料費

(7) 備品購入費（上限5万円）

(8) その他市長が必要であると認める経費

5 前項2号に掲げる旅費については、天草市職員等の旅費に関する条例（平成18年天草市条例第51号）の規定により算出した鉄道賃、船賃及び車賃等の合計額を補助の上限とする。

（交付の額等）

第5条 スタート事業に係る補助金の交付の額については、補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額以内とし、予算の範囲内で20万円を上限として交付する。

※千円未満の補助金の交付額は切り捨てる。

※上記に加え、受付期間を定める場合は別途定める。

2 補助金の交付回数は、当該年度において同一団体は1回限りとし、継続する場合は2カ年を限度とする。なお、継続する場合の補助金の交付の額については、前項の規定に係らず、経費の総額に2分の1を乗じて得た額以内とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ市民活動支援センターに事業内容に関する相談を行い、補助金等交付申請書（天草市補助金等交付規則様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 第3条各号に掲げる団体であることが分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金等交付決定通知書（天草市補助金等交付規則様式第2号）により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、補助金等実績報告書（天草市補助金等交付規則様式第6号）に関係書類を添え、事業終了後速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

別表(第2条関係)

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動

15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

#### 附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。